

退職給付会計 日本基準と国際基準の相違

No	項目	日本基準	IFRS	米国基準
1	期間配分方法	原則は期間定額基準（基準二2(3)） 各期の労働対価が合理的に反映されている 場合には給与基準、支給倍率基準、ポイント 基準も容認（実務指針2項(2)）	原則は給付算定式に基づき、給付算定式が後 加重の場合は定額法（IAS19第67項）	原則は給付算定式に基づき、給付算定式が 後加重の場合は定額法 （SFAS87第40～42項）
2	予定昇給率	確実に見込まれるものを合理的に推定して 算定（注解3、実務指針15～16項）	インフレ、年功、昇進等の見積りを反映して 算定（IAS19第83～84項）	インフレ、年功、昇進等の見積りを反映し て算定（SFAS87第46項）
3	割引率	長期の国債、政府機関債及び優良社債の利 回りを基礎として決定（注解6）。 債券の期間は見込支払日までの平均期間が 原則だが、平均残存勤務期間も可 （実務指針11項）	優良社債（十分な市場のない国は国債）の市 場利回りを参照して決定（IAS19第78項）。 原則として、給付支払の見積時期を反映（見 積時期、金額、通貨を反映する加重平均割引 率を適用） （IAS19第80項）	年金給付が有効に清算され得る利率を反映 （年金給付保証公社の情報や、優良債券の 利回りを参照）（SFAS87第44項） 債券の期間は給付支払までの期間 （SFAS87第44・44A項）
4	未認識項目の B/S上の取扱い	オフバランス（基準二1）	オフバランス（IAS19第54項）	オンバランス（累積OCIに計上） （SFAS158第4項）
5	会計基準変更時 差異の償却	15年以内の一定年数で定額法により償却。 一括償却も可。（実務指針43項）	IAS8に基づき即時認識（遡及適用）または 5年以内の期間で定額法により償却。 負債が減少する場合は、IAS8に基づき即時 認識（遡及適用）。 （IAS19第155項）	平均残存勤務年数で定額法により償却（15 年未満の場合は15年で償却可）。 制度の大半が退職者の場合、平均余命期間 で償却。 （SFAS87第77項）
6	過去勤務費用の 償却	各期の発生額について平均残存勤務年数内 の一定の年数で定額法で償却（基準三 2(4)）。 未認識債務残高の一定割合を償却する定率 法も可（注解9）。 退職従業員に係るものは、区分して一括償 却可（注解11）。	発生時から権利が確定するまでの平均期間 にわたり定額法で償却。 既に権利確定しているものについては一括 償却。 （IAS19第96項）	個人別の残存勤務期間または平均残存勤務 期間にわたり定額法で償却。 早期償却も可。制度の大半が退職者の場合、 平均余命期間にわたり償却。 （SFAS87第25～27項）
7	数理計算上の差 異の償却方法	各期の発生額について平均残存勤務年数内 の一定の年数で定額償却（基準三2(4)）。	前期末における回廊を超える未認識数理差 損益の残高を、平均残存勤務期間で除した金	前期末における回廊を超える未認識数理差 損益の残高を、平均残存勤務期間で除した

審議事項（5）－3

No	項目	日本基準	IFRS	米国基準
		未認識債務残高の一定割合を償却する方法も可（注解9）。 回廊アプローチはないが、割引率の決定にあたり、重要性基準の適用あり（注解10）。	額について償却（回廊の範囲内も償却可）。 早期償却も可。 発生時にOCIで認識することも可（リサイクルなし）。 （IAS19第92～93D項）	金額について償却（回廊の範囲内も償却可）。早期償却も可。 制度の大半が退職者の場合、平均余命期間で償却。 （SFAS87第32～33項）
8	前払年金費用の上限	上限なし。	①未認識正味保険数理差損の累積額及び過去勤務費用＋②利用可能な経済的便益（制度からの返還又は将来の掛金額減少）の現在価値 （IAS19第58項、IFRIC14）	上限なし。
9	制度終了、清算・縮小	制度終了時に、終了部分に係る退職給付債務と支払等の額との差額、未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異、会計基準変更時差異の未処理額を損益認識（適用指針10項）。 大量退職、大幅な減額も終了と同様に取り扱う（適用指針25、32項）。	給付建制度の縮小・清算の場合、給付建債務の現在価値の変動、制度資産の公正価値の変動、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用、未認識移行時債務を損益認識（IAS19第109～115項）。	清算 認識する損益の最大額は、未認識数理計算上の差異、未認識移行時資産の合計（SFAS88第9項）。 （未認識過去勤務費用・移行時債務は認識しない） 縮小 PBO増減額と未認識数理計算上の差異（含む未認識移行時資産）との純額、提供が期待出来なくなった勤務期間に係る未認識過去勤務費用（含む未認識移行時債務）を損益認識（SFAS88第12～13項）。
10	複数事業主制度	自社の負担に属する年金資産等を合理的な基準により計算（基準五）。 合理的に計算できないときには、要拠出額を費用処理し、制度全体の積立状況、自社の割合等を注記（注解12（一部改正その2））。	比例的持分を他の給付建制度と同様に処理。 十分な情報が入手できないときは、拠出建制度として処理し、入手できない理由、制度の剰余金・欠損金に関する情報等を開示。 複数事業主制度と加入者の間に、剰余金の配分について契約上の合意がある場合には、契約上の合意から生じる資産・負債、損益を認識。 （IAS19第29～32A項）	要拠出額を費用計上（SFAS87第68項）。 拠出額等の開示も必要（SFAS132(R)12項）。
11	厚生年金基金の代行返上	将来分免除認可の日に、過去勤務債務を認識。 過去分返上認可の日に、退職給付債務と返還相当額の差額及び未認識項目を損益計	定めなし。	認可の日ではなく、返還の日に計上（EITF03-2）。

No	項目	日本基準	IFRS	米国基準
		上。 返還の日に、上記返還相当額と実際返還額の差額を損益計上。 (実務指針 44-2 項)		
12	小規模企業の簡便法	300 名未満の小規模企業については、期末自己都合要支給額、責任準備金に基づき計算する簡便法を適用できる (実務指針 34~41 項)。	定めなし。	定めなし。
13	退職給付信託	退職給付目的の信託財産は、一定要件を満たせば年金資産に該当 (実務指針 46 項)	定めなし。	年金信託財産が一定要件を満たせば年金資産に該当 (EITF93-3)。
14	費用の分解表示	すべて退職給付費用とする。(基準三 1)	単一項目の構成要素として表示すべきか否かについては明示しない (IAS19 第 119 項)。 (実際には一部企業は財務費用 (利息費用、期待運用収益) を労務費用と分けて表示している)	定めなし。
15	開示	日本基準では求められていないが、IFRS (IAS19 第 120A 項)、米国基準 (SFAS132R 第 5 項) で求められている主なもの <ul style="list-style-type: none"> • 給付債務の期首期末残高の調整 • 制度資産の公正価値の期首期末残高の調整 • 制度資産の公正価値の内訳 • 翌年度の掛金見込額 • 加重平均による基礎率 (米国のみ) • 医療費の趨勢率増減の影響 • 当期及び過去 4 期分の給付建債務の現在価値、制度資産の公正価値、制度の剰余金・欠損金 (IFRS のみ) • 給付債務または制度資産の重要な変動の説明 (米国のみ) • 制度資産に含まれる事業主及び関連当事者 (米国のみ) の証券の額 • 今後の予測給付額 (米国のみ) • 給付建制度の ABO (米国のみ) • 12 か月以内に返還される制度資産 (米国のみ) • OCI、累積 OCI に関する開示 (米国のみ) 		

基準等略称

基準： 退職給付に係る会計基準

注解： 退職給付に係る会計基準注解

適用指針：退職給付制度間の移行等に関する会計処理（企業会計基準適用指針第1号）

実務指針：退職給付に関する実務指針（中間報告）（会計制度委員会報告第13号）

Q&A : 退職給付会計に関する Q&A